

平成26年第2回西郷村議会定例会

議事日程（4号）

平成26年6月18日（水曜日）午前10時開議

日程第 1 一般質問

No. 7 15番 佐藤富男君（P 91～P 112）

No. 8 17番 大石雪雄君（P 113～P 120）

・出席議員（17名）

1番 佐藤厚潮君	2番 真船正晃君	3番 南館かつえ君
4番 藤田節夫君	5番 金田裕二君	6番 仁平喜代治君
7番 秋山和男君	8番 欠員	9番 小林重夫君
10番 白岩征治君	11番 矢吹利夫君	12番 上田秀人君
13番 高木信嘉君	14番 後藤功君	15番 佐藤富男君
16番 室井清男君	17番 大石雪雄君	18番 鈴木宏始君

・欠員（1名）

・欠席議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	佐藤正博君	副村長	大倉修君
教育長	加藤征男君	会計管理者兼 参事兼 会計室長	金田勝義君
参事兼 総務課長	山崎昇君	税務課長	金田昭二君
住民生活課長	相川博君	参事兼 放射能対策 課長	藤田雄二君
福祉課長	中山隆男君	参事兼 健康推進課長	皆川博三君
参事兼 商工観光課長	渡辺文雄君	農政課長	東宮清章君
建設課長	鈴木宏司君	参事兼 企画財政課長	須藤清一君
上下水道課 専門主査	和知正道君	参事兼 学校教育課長	高橋廣志君
生涯学習課長	鈴木茂和君	農業委員会 事務局局長	近藤伸男君

・本会議に出席した事務局職員

参事兼 議会事務局 兼監査委員 主任書記	松田隆志	主幹兼 次長兼 議事係長 兼監査委員 書記	藤田哲夫
庶務係長	相川佐江子		

◎開議の宣告

○議長（鈴木宏始君） おはようございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（鈴木宏始君） 本日の日程は一般質問であります。

質問は、通告順に行います。それでは、通告第7、15番佐藤富男君の一般質問を許します。15番佐藤富男君。

◇15番 佐藤富男君

1. 高齢者福祉対策について
2. 西郷村振興計画について

○15番（佐藤富男君） 15番。それでは、通告をいたしました一般質問を始めたいと思います。順序は通告どおりの順序で行いますので、よろしくお願い申し上げます。

まず最初に、高齢者福祉対策についてお伺いをいたします。

御存じのとおり、超高齢化社会がやってまいりました。私たちは年老い、必ず死ぬという、こういう運命にあるわけでごさいます。いつ、誰が、どこで、こういった介護が必要になる、高齢になって村からのサポートが必要になるかもしれません。

そういう中において、我が西郷村の高齢者の人口も、平成26年5月現在で4,048人おります。高齢化率が20.7%に上ってしまいました。また、高齢者予備群と言われる60歳から64歳までの人口も、男性が812名、女性が762名の、合わせて1,574名に上っております。

このような単純計算でいけば、今後5年間に我が西郷村の高齢者の数は5,622人に増加し、高齢化率は28.1%になる計算になっております。西郷村の住民の4人に1人が高齢者という状況になってまいります。

そんな中で、現在西郷村のひとり暮らしの世帯は509世帯、高齢者のみの世帯が454世帯あります。合計で963世帯が高齢者世帯となって、ひとり暮らしの方々は何らかのサポートがなければ安心した生活ができないような状況になっております。

このような高齢者やひとり暮らしの方々に対し、平成25年度において、西郷村はどのような投資的経費を確保して、どのような対策を講じてこられたのか、まず、村長にお伺いをいたします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 佐藤議員の一般質問にお答えいたします。

超高齢化のこのお話があって、そしてこの高齢化社会にどのように対応していくのかというお話でごさいました。投資的経費という平成25年度についてのおただしごさいました。投資的経費というのは、普通、建設とかそういった部分を指しているわけでありまして。ちょっと今、手元にその数字はございませぬので、具体的にどれかというご指摘があればお答えしていったほうがいいかと思っております。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 15番。それでは、再質問いたします。

以上のようなご答弁のとおりで、あまり具体的なそういった投資的経費を確保して、そしてサポートする事業、また、どのような対策を講じてきたか、条例をつくってきたかということについては、なかったというふうに私は思わざるを得ない状況であります。

そういう中で、保健師の訪問介護の状況についてお伺いいたしますが、訪問介護は看護師や保健師が、患者宅や老人ホームなどで闘病、療養をしている人々を訪れて、健康状態の観察、日常生活の介助、例えば入浴介助、排泄介助、または栄養指導、リハビリテーション、ターミナルケアなどをするそうであります。これらの医療が安全に行われるよう、患者や家族への指導や説明をしたり、患者の家にある医療機器、医材、薬剤の管理を行うこともあるそうでございますが、西郷村の訪問看護の状況はどのようなになっておるのかお伺いをいたします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 2点目、この保健師の訪問の状況、今おただしのように、健康状態の把握等お話になりましたが、介護予防につなげる、この訪問指導を行っております。

具体的には、平成24年度は実人数317名、25年度は実人数348名を訪問しているという状況でございます。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 今、実人数のご答弁がありましたけれども、この異常な状況の中で、果たしてその看護師のお力のサポートを受けなければならないという方々が、本当に充実した、または満足した状況であるのかということ、私の耳に入ってくるのは決してそうではありません。ましてや、これからそのように4人に1人が高齢者になる、そしていつ誰がこの介護が必要になるかわからない状況の中で、このようなゆとりのあるようなご答弁では、私はいけないと思います。ぜひ、真剣にこの看護師さんの問題も含め、そういった対策をしっかりと予算をとって、緻密にその方々の意見を聞きながら政策を進めていただきたいと思います。

次に、栄養指導、運動指導、健康指導、または人的交流等、認知症を防止し、あるいは遅らせるための対策状況は、どのような施策を講じられておるのかお伺いをいたします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 栄養指導、運動指導、健康指導等についてのお話がありました。おただしのように、認知症、一番やっていくわかりやすい症状等がございます。それをどう防止していくか、あるいは遅らせるか等については、本当に大事な状況でございます。

介護予防の普及啓発事業として、おおむね65歳以上の方、元気な方を対象に、運動の機能向上を持続させていくといった予防の目的、これらを教室として実施しております。トレーニングマシンを使って、要するにパワーリハビリ等、これらを村内の

2施設に委託して行っております。

平成26年度は、1次予防事業として、1教室12名12回を行う。12名12回で構成される教室を6教室行います。72名を予定しているところでございます。また地域の公民館等での実施もでございます。現在、平成25年度に実施し継続している地区が2か所ございます。今年度も新たに3地区の実施を予定しているところでございます。

高齢で介護状態になるリスクの高い方を対象とした教室は、トレーニングマシンを使う方法と、それを使わない方法がございしますが、事業者の委託方式で実施しているところでございます。運動の機能向上をしながら、栄養指導や口腔機能の向上の指導も併せて行っております。平成26年度は、2次予防事業として、1教室12名12回で構成される教室を4教室実施し、48名の参加を予定しております。さらに、高齢者いきいきサロン等を活用し、認知症の予防、年間11回、延べ222名の参加で実施しているところでございます。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） それでは、先ほど申し上げましたが、平成26年5月現在で4,048人もの高齢者がおると、その中でそういったリハビリ、またその予防、介護予防を含めた運動、それをやられた方がその程度の数だと。本当、1割にも満たないか1割にもならないような状況です。もっともっと、この辺の問題について、やはり日本の国ばかりではなくて、世界の国々のそういった介護、またそういった老人ケアについて勉強をして、西郷村独自でやはり取り組んでいただきたいことがいっぱいありますので、よろしく願いを申し上げます。

次に、このような中で認知症対策を拡充し、家族も安心して暮らせる社会を構築しなければなりません。村長は、どのような施策をもって、今後ますます増加が予想される認知症者に充実した政策、対策を講じていこうとされているのかをお伺いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） おただしのように、高齢者と言われる人の持つ宿命といいますが、人生は土から出て土に戻るというふうであります。いろんな帰趨がございします。幼児期、少年期、青年期、壮年期というふうになって、最終的にはという、この人生の終末を迎えていく、そのときに、お話のようにいろんな症状が出てまいります。どのようにこれを乗り越えていい人生を送っていくのか。長寿健康社会の構築というふうには、私は思っております。

どのようにということでございますので、具体的には、私は今回選挙の立候補に当たって、この健康長寿社会をつくることを公約に掲げました。どういうことをするか。今、具体的にどうするかと、この政策を煮詰めていこうというふうには思っております。なぜそうしたかと言いますと、今おただしのお通り、人生のステージにおいて、保健師さんがいろいろ健康状態、あるいは経験の豊かな部分を使って、そして生き甲斐を持って喜びを持った社会をつくっていくというふうになりますと、これはこの1局面

だけではできません。これはいわば村づくりの根幹をなしていくと、私はそう考えたわけであります。

それで、今、申し述べられましたように、認知症の問題、アルツハイマーの問題とか、やっぱり運動機能等が下がってまいりますので、これらをどう対応していくかというふうになりますと、いろんな視点あるいは具体的事例がございます。1番着目しておりますのは長野県の事例でございます。そして長野県の各市町村の中においてはやっぱり長寿健康社会をつくっていきこうという動きが既にある、現在長野県は長寿日本一。そして、今、申し上げました、そういった村づくりの方向、地域づくりの方向も、やはりそういった機能の大きなうねりとしてやっているわけであります。

どういった切り口でやっていくのかと言いますと、公民館活動あるいは保健師さん等がいろいろ知識をお渡しする、あるいはそれを受けて勉強した人が高齢化の対応、今の認知症対応とか、そういうところをやはり超えていく力を持つ、みずから持つということが大切だと。この公民館活動の中において健康長寿社会のいろんな教室を持っている、あるいは保健師さんの活動が活発であるといった地域は、非常にこれは伸びていると、今の健康長寿の部分、病気にならない、あるいはいつまでも元気で笑いが絶えない地域だということを実現しているという統計が、既にあるわけであります。私はそういうところをよく見習って、我が西郷村において何ができるかといったことを、やっぱり実践していきたいというふうに思っているところでございます。

1つは、今の教育の問題。保健師さんの健康あるいは長寿社会における、この教室をさらに増やしていくこと。先ほど足りないんじゃないかというお話ありましたが、やっぱりご指摘のとおり足りないというふうに思います。それもやっていく必要があると思います。

それから、やはり、外に出ることだそうであります。この長野県の話であります、やっぱり元気でびんぴんしてられる、そして最後の日まで靴を履いて表に行きたいといった話を聞いております。そうしますと、女性はこういったことを具体的にやるのかという話をしますと、口紅と化粧と身だしなみをするというわかりやすい話もあったわけであります。

それから、歯を大切にしてください。今、中学校あるいは小学校ではフッ素塗布があって、西郷村はこの虫歯予防については非常に高い評価を得ている。虫歯がない子がいっぱいいる。すばらしいことだということ、これを言われております。さらに8020運動とか、そういったところに進めている。そして、食べ物を咀嚼する、嚥下する、こういった機能を高めていく、持続していくといったものが大切だろうと言われております。たばこは吸わないほうがいい。それから、朝食は食べてください。あるいは運動機能がある、ラジオ体操をしましょう、あるいはウォーキングをしましょう、こういったこれまでやってきたことを、さらに広めていく必要があるというふうに思います。

もちろん、この健康のための投資的経費、先ほどありましたが、ウォーキング・ルートの問題とか、あるいは遊具の問題、あるいはゲートボール、グラウンドゴルフあ

あるいはパークゴルフ、いろいろ今笑い声が絶えません。そういった施設の構築。あるいはストレスをどう解消していくかと。やはり、笑い声というのは、がんのキラー細胞をつくっていくといった効果があるそうでもありますので、やはりこの笑いと、ストレスをどう解消していくか。やはり、喜びは自分のものとして、そして周囲の方々にいい形を広げていくと、いわば花咲かという話がありましたね。こういった人々が多くなればいいわけでもあります。

そして、最後に何がといいますと、やはり人は明朗で夢を持って何か目標をつくって、そして外に出て、あるいは目標をつくってそれに努力する、あるいは働く。そういったことも、長寿の1つの切り口ではないかと。こういうふうには、長野の中では話されていることが多いわけでもあります。

我が西郷においても、今、申されました、高齢化社会における対応といったものについては、そういった見方、あるいは対応といったものも必要ではないかと私は思っておりますので、今後どうしていくのかというおたがしでございますので、そういった方向を私はやっていきたいということを、今、考えておると述べさせていただきます。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） いろいろお話されて、ありがとうございます。ただ、時間的な都合もありますので、もう少し要点を絞ってご答弁をいただければ幸いです。

今、村長のお話をお伺いいたしますと、非常に曖昧というか具体性がなく、またそのしっかりとした確証のない答弁に私は映ってまいりました。

その認知症の高齢者をめぐりましては、徘徊して行方不明になる方が年間1万人を超えるなど、取り巻く環境がますます深刻化をしております。認知症になると、物忘れが激しくなって考えるスピードが落ち、元気がなくなるなどが特徴で、認知症が原因で行方がわからなくなったとして、昨年1年間にご家族などから警察に届出があった不明者は、2012年から715人増の1万322人に上っているという深刻な数字になっております。

国民生活センターは、地域の見守りや成年後見制度の利用で未然に防いでほしいと呼びかけておりますが、我が西郷村の認知症者は平成25年12月31日現在で528名にも上っております。介護保険の認知症サービスとしては認知症対策通所型介護、介護予防認知症対応型通所介護、共同生活介護などがありますが、そのケアの目標に応じたメニューもたくさんありますので、しっかりと具体的に物事を進めて真剣に取り組んでいただきたい。これは、村民の中の認知症者が万が一にもそういった不慮の事故で亡くなるようなことがあってはなりませんから、行政の責任としてやっていただきたいということを重ねてお願い申し上げます。

次に、そういう村長がたくさん施策を述べられましたけれども、そうしているうちに、介護施設への入所待機者は平成25年度に69人おりました。そのうち入所できたのはわずか16人だけです。入所率がたった23%にとどまっております。また、この待機中に死亡された方が23人もおりました。率にして33%です。入所

されるよりも亡くなる方が多いんです。これが西郷村の現状。入所者よりも死亡されてしまった方が多いというのが、今の西郷村の高齢者対策の実態ですので、今後はますます施設への入居希望者が増加すると思われまますので、村長がこの施設の設置についてどのようなお考えを持って、どのような年度計画を持っておられるのかお伺いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） ご指摘のように、待機者がいる、介護保険を納入しているのに入れないといったことがございます。やはり、そのためにということになりますと、施設が足りないこともございます。この住み慣れた地域から近いところ、自宅から近いところで安全・安心に暮らし続けるということのためには、言われたとおり施設足りない分といったこともございますので、西郷村公的介護施設等整備計画が平成25年度に策定されました。施設についてもやっていく必要があるというふうに思っております。やはり、しかし、申されたとおりに、具体的にどうしていくのかということが、やっぱり出てまいります。この整備をしてもということの中にもいっぱい問題がありまして、やはりその予防のほうに力を入れていって、そういった人をやっぱり減らしていく。1つは食生活であります。具体的には、お魚を食べる人は。

○15番（佐藤富男君） 村長、時間がないので、施設整備についてどのように年度計画持ってるかということをお願いします。

○村長（佐藤正博君） そうですね。はい、わかりました。

そうしますと、食生活の問題ですね。どういったことが、そういった認知あるいは入所に介護度が進んでいくことを防止するかということもする必要があります。あるいは外国の例を申しますと、やっぱり寝たきりになってしまうことをどう防止していくかということがあって、グループで住む方法とかいろんなことがございますので、そういったことをいろいろ入れました介護の施設計画ですね、こういったことの整備計画に沿って、そしてやっていきたいというふうに思っております。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 村長の口からは今、具体的に年度計画で平成26年度にどのような施設をつくる、例えば平成28年度どのような施設をつくるという具体的なお話はありませんでした。ということは、これについては全く今のところ予定がないというふうに私は解釈いたします。

それで、西郷村の介護保険条例第8条にこうあります。村は、要介護被保険者を現に介護するための支援のために次に掲げる事業を行うことができるものとあるんです。1つとして情報提供事業、それから介護教室、そしてまた3つ目に、家族リフレッシュ事業、こういうものがあります。また、村は被保険者が要介護状態などになることを予防するために、次に掲げる事業を行うことができる。健康教育、健康相談、健康づくり事業ということでありまして、その条例に沿った事業を行っているとは現在あまり感じられません。積極的にこれらの条例にのっとり、速やかにやはり高齢者対策を一層進めさせていただきたいということ強く申し上げておきます。

次に、介護を支援する、介護を予防する、そして介護を受けるための保険として介護保険があります。我が西郷村の介護保険料は、福島県内の59市町村の中で飯舘村に次いで2番目に高い介護保険料の徴収をされておりますが、実際に私たちが介護施設が必要になったとしても、入所できる施設の供給が足りないために介護が受けられない状況になります。先ほど申し上げましたように、20%そこそこしか入所できない状況ですね。このことは介護保険の根本を覆すとしてもない状況であります。村長は、介護施設へ入所を希望する待機者のために、実際にどのような行政施策を持って今まで対応されてきたのかをお伺いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 保険ということで、やっぱり相互扶助の典型として、みんなでこの保険を拠出して、そして該当した場合はそういったことでみんなで救おうということで始まったことでございます。もちろん、今のこの施設入所の問題等々、保険による問題は連動するわけでありまして。高いということと施設入所の数であります。

しかしながら、納入している、この保険を納入した場合に入れないというのは、これも不合理があります。そういうことになりますと、やっぱり地域型、広域型いろいろ取りまぜて、そしてこの施設の整備あるいは介護予防、両方で進めなければ、これは両方満足、いいところいきませんので、両方進めていくという考えでございます。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） この高齢者対策、最後になりますが、結局突き詰めていきますと、問題は、高齢者の方々が西郷村に住んでいてよかったと、西郷村で長生きしてよかったと言われるような政策が必要なんです。

今、高齢者が4,048人おられる。そしてまたひとり暮らしの世帯が509世帯。そして高齢者のみの世帯が454世帯。私も北部地区歩いてまいりました。本当、ひとり暮らしの方々がこたつに入って本当に何もすることがない、どこに行くこともできない、足もない。そういう状況について、本当に寂しい生活をされております。そういった方々が、じゃ、何を生き甲斐として、何をもちえて西郷村で長生きしたいのかということが問題になってくる。この問題について解決しなければ、本当に笑顔のある村づくりができません。村長はこういった身がい者の方々、認知症はもちろんですけれども、健常者であってもひとり暮らし、またその高齢者の方々が本当に西郷村で夢と希望を持って、生き甲斐を持って生きていくために、どのような施策を現在お考えか、教えていただきたいと思っております。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） やはり若いうちは人のお世話ができるように生きている。大きくなって、自分の意のままにならなくなった場合は誰かが見てくれる。これがあることがやはり安心ですね。そうしますと、なってしまうということは、誰しも逃れることができません。そうしますと、それをいかに寝たきりとか、そういった部分を短くしていくということの取り組みが必要だというふうに思っています。

そうしますと、先ほど申し上げましたように、そういうふうにならないためのこと、

運動、食生活、生き甲斐、夢、労働、いろんなことがありましたね。それをやって。もう一つは、なってしまった場合にどうするかといった場合は、家族と、今の施設にというふうになります。その期間、自分は意のままにならなくて、人のお世話になる期間をいかに少なくしていくかというふうになります。そうしますと、事は先ほど冒頭に申し上げた、何をやりたい。先ほど申し上げましたね。あの全体に行き着くわけでありませう。

やっぱり、困ってしまう、不安であるといったことを、それをみずからが、こうすればこうであるということがわかって、そしてそれに対応しながらということ、日常の中の運動において、食生活も睡眠も健康状態の維持も、あるいは生き甲斐もスポーツも運動も、それを組み合わせて、お世話になるといったこの期間をいかに短くしていくかということに取り組まなければならないというふうに思っているところでございます。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 具体的なご施策が全くないんですが、私も以前から申し上げているとおおり、おひとりで暮らしている方々が何もできない、足もない、車もない、子どもたちがいなければどこにも行くこともできない、買い物も行けない。そういう状況。または健康も維持できない。だから私はまきば保育園の前に温泉を掘って、あそこに温泉館を掘って、それを村中にバスを使って、福祉バスを使って老人の方々を送り迎えして、そして村民の老人の方々が一堂に会して足湯につかり、話をし、カラオケをして、持ち寄った食べ物を食いながら昔を懐かしむ。そのような施設を私はつくったらいかがだと申し上げておりましたけれども、これは村長のほうで研究型施設を持ってくるということでボツになってしまいました。

ただ、私はこれから高齢社会を迎えて、そういった年寄りが集まって団らんできる場所、自分の苦勞、自分の悩み、そういったストレスを解消できる場所を設置してあげることこそが、行政が今やらなければならない一番大事なことだと私は思っております。

時間の関係上、これで一応高齢者福祉対策については終わらして、次に、西郷村振興計画について一般質問を続けます。

本年3月2日、投開票の西郷村長選挙におきまして、佐藤正博村長は4期目の当選をされました。今回の村長選挙に当たり、私は大所高所から冷静に選挙の推移を見ながら、両陣営の政策や村民の皆様への公約などを読ませていただきました。

選挙の公約に、村民は大きな期待と希望を持って、そして貴重な1票を候補者に投じます。佐藤村長が4年前の選挙で3回目の当選をされたときに、このような公約をいたしました。経済、雇用対策が村づくりを進める上でのポイントと捉え、重点的に取り組む考えだ。景気の低迷を乗り越え、若者の雇用を支援することで村全体の経済力が向上する。それが最終的には村民の笑顔や活力につながると強調されたという報道がありました。それで、果たしてこの雇用対策がうまくいったのかどうか、この4年間。私はコメント申し上げませんが、それは村民の方々が十分ご理解できると思

いますので、私はコメントいたしません。

今回、4回目の選挙を通じ、佐藤村長はこんな公約をいたしました。新幹線駅が立地する地の利を生かし、再生可能エネルギーなどの分野で世界をリードできる先端産業の集積を主張されるとともに、もっともっと子どもに優しい村づくりをすると、キャッチコピーにして選挙を戦われました。

村民は当選された村長の一挙手一投足に注目するとともに、公約の実現に夢と期待を持って西郷村政を凝視しています。村長が選挙で公約した施策の実現のためには、これらの施策を西郷村総合振興計画に組み入れて実施計画を作成し、予算を確保して公約の実現に取り組みなければなりません。村が取り組む政策の基本原則は、西郷村総合振興計画を基本としなければならないと、私は考えております。

村長は3月の選挙で、4期目の当選をされてからの3か月間に、公約実現に向けた取り組みがありましたらば、その施策とアクションの中身のご答弁をお願いします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） さきの公約の話でございます。ご指摘のとおり、除染が1番。そして、それ以外にも、今のおただしのように、先端技術の導入とか、それを掲げました。

やはり、先ほどの高齢化社会もそうですが、この人生のステージにおいて1番何がというふうになりますと、やはり我が子ども、もちろん自分も含めて、我が子、我が孫どもはちゃんと正規雇用になれるか、1番、これはこの選挙を通じて言われているところでありまして、それはずっと同じであります。そして、そのことを一生懸命やっっていこうということを前提にしてということで、具体的に書いたわけでありまして。

もちろん3期目のときもそうですが、その前もそうです。それで、1次、2次、3次をどのようにやっていくかということでもあります。もちろん、内発、あるいは外発あるいは誘致、いろんなことがあって、そしてそのための状況、情勢、環境をつくっていくというふうになります。

もちろん、今のこの景気が大いに関係しておりまして、やっぱりデフレの問題からリーマンに行った。今やアベノミクス第3の矢が放たれるのかどうかということの中においてであります。その中においてこの我が村の持っている優位性というのはどう発揮できるのか。

1番は、やはりこの現在立地している会社のトップの方々、ぜひということで企業の拡大、あるいは増強、増築、これをやっていただきたい。選挙の中にもこの問題出ましたね。20件近くの拡張、それをやっていただいて、そして雇用も増えていく。500人程度とあのとき書きましたっけ、私は。そういったことですが、事は、しかしそう簡単ではない。やはりこの正規雇用につなげる問題が、なかなかこの景気のバックアップとともに推移してこない。では、ということになります。やっぱりそれは企業の努力あるいはそれらの別の産業を興していく、新たな創出。そういったものと絡めてやっているところでございます。

4月以降どうかということでございますので、もちろん国、県との関係、あるいは

従来の企業等の皆様が、そういったよしみを通じたり新たな情報を得たりして、そして逐次やっているというところでございます。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 前回の福祉の問題もそうなのですが、村長の口からは、具体的な政策、施策というものが見えてこないんですね。それで、4年前に再生可能エネルギーの分野で世界をリードする先端産業の集積等を申し上げましたけれども、昨日、おとといの上田議員の一般質問で、いわゆる新エネルギー推進協議会を立ち上げるという、立ち上げないの話ありましたけれども、これ平成23年ですか、話があって、現在までできていなかったと。何も担当課は動いていなかったと、これが実態なんですね。それではこの4年間とは何だったんだと。全くその言っていることとやっていることが違ったんじゃないかと、こういったことが私はすごく残念なわけでありまして。

そういう中で、村長が当選された3月2日からわずか22日後の3月24日、西郷村議会最終日に村長や与党議員が行った改革は、平成25年3月議会で可決され実行されてきた村長の30%給与削減を、強引に昨年4月にさかのぼって元に戻すという条例改正でありました。法律的な見地からの検討は後に延ばしますが、これが本当に村民が真っ先にやってほしかったと望んでいた行政改革であったのでしょうか。

平成24年から私たち議会が提案し、全会一致で可決した長期にわたる子どもたちの健康を担保するため、また村民の精神的な苦痛や農作物の実害などに対する補償を進めるための西郷村原子力損害賠償対策審議会条例。そしてまた、西郷村内の子どもたちの甲状腺の検査や健康を守っていくために必要な西郷村子ども診療所等誘致条例などは、2年が過ぎた今でも置き去りにされたままであります。そして村長が今回当選されました。村議会議員の補欠選挙において村長と二人三脚で当選された議員によって、西郷村議会は与党と称される議員が過半数を確保したことから、村長の30%削減された給与を、強引に昨年4月にさかのぼって元に戻すということ、実現しました。しかしながら、放射能対策特別委員会はそのために解散をされました。これが本当に村民が望んでいることなのか、私はどうかわかりませんが、私は議会制民主主義を重んじます。だから議会で決まったことは村民の意思として捉えます。だから新たに加わった議員によって解散されたことは、村民の意思。村民がもう放射能対策特別委員会は要らないんだという意思として、私は真摯に受けとめたいと思います。

たった1名の補欠選挙によって、こんなにも西郷の村政は大きく変わりました。また、変わります。これから私たちが必要として議会が成立した西郷村原子力損害賠償対策審議会条例と西郷村子ども診療所等誘致条例は、日の目を見ることなく、恐らく廃止されることでしょう。これも、村長選挙で佐藤正博氏が当選されたのですから、村民が必要ないとした、村民の意思として、私は悔しいですけれども、甘んじてこのことを受け止めたいと思います。

しかしながら、私は村民の意思はどうであっても、西郷村原子力損害賠償対策審議会条例、そして西郷村子ども診療所等誘致条例は、村民にとって絶対に必要な条例であると、今でも信じております。それはこれからの歴史が証明してくれると思います。

政治は今正解は出ませんが、必ず後世の人たちによって正しく評価されることと
思っております。

さて、これからの4年間、佐藤村長は、西郷村の船長として西郷村のかじ取りを任
されました。そこで、佐藤正博村長に改めて西郷村の振興策についてお聞きしたいと
思います。

昭和62年に、当時の鈴木平作村長は、昭和75年、平成11年ですか、今に直し
ますと、目標年度にした、明るく住みよい活力に満ちた高原公園都市にしごうを目指
して、西郷村総合振興計画を策定いたしました。この冊子であります。当時、私もこ
の振興計画を策定するに当たりましては、微力ではありますが積極的にかかわってま
いりました。そこで、まず、担当課長にお伺いいたしますが、昭和62年度のこの計
画内容は御存じでしょうか。（不規則発言あり）

○議長（鈴木宏始君） 企画財政課長。

○企画財政課長（須藤清一君） ただいま、第2次振興計画の中身ということでございま
すけれども、第3次振興計画、当時平成16年から18年の間に策定しまして、その
時点で担当しておりましたので、その中身についてはある程度把握しながら、第3次
を策定した経緯があります。今、ここで、その文面の中身、細かくはまだ把握してお
りませんが、その当時、策定した段階では、それを参考にして策定してまい
りました。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） それでは、また改めて担当課長にお伺いいたしますが、この西
郷村総合振興計画の中に高原公園都市という言葉が使われております。また、今でも
西郷村は村のイメージとして高原公園都市を使いますが、担当課長は、この高原公園
都市にしごうという村のキャッチコピーは、どのようなイメージとして捉えられてお
るのかお伺いをいたします。

○議長（鈴木宏始君） 企画財政課長。

○企画財政課長（須藤清一君） ただいまの西郷村の高原公園都市というイメージでござ
いますけれども、第3次作成時でも、第2次のさわやか高原公園都市のイメージを継
承していこうということで、第3次においても継承していったわけでございますけれ
ども、そのイメージとしては、村の自然、日光国立公園を中心とした非常に夏も涼し
い気象で、そのようなことも踏まえて村全体が公園都市ですか、それにふさわしいだ
ろうということで、そんな継承をしていったわけです。

また、都市というイメージも村にございまして、新白河駅を中心とした都市の姿、
そういったものを全体を含めて、日光国立公園と、あと新白河駅を中心とした都市機
能、そういったものをイメージして、さわやか高原公園都市を継承していこうとい
うことでもございました。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） これ昭和62年につくられた村の西郷総合振興計画、これすば
らしいバイブルですね。それで、今のお話ですと、ただ夏が涼しいからという単にそ

ういったものではなくて、この中にはしっかりとこのことが捉えられておまして、もともとこの高原公園都市にしごうという言葉は、昭和62年につくられた西郷村総合振興計画で初めて使われた言葉でありました。この計画の基本構想には、21世紀の西郷村の未来像を高原公園都市にしごうとして、村全体が1つの公園と見なされるような美しい環境の中に住宅や公共施設があり、工場があり生産緑地があり、それらが美しく修景された道路でつながれているイメージであると、西郷村の未来像をしっかりとまとめられております。ハイランドパークシティ、名実ともに美しい公園都市の創造であります。

その基本、基幹事業としては、まず第1に新白河駅前の整備事業でありまして、ここにターミナルパーク構想、高原公園都市の玄関口にふさわしい施設をつくらうということです。新白河駅前にヘリポートを設置してショッピングプラザ、イベントプラザ、宿泊施設、買い物広場、駅前広場などの施設を設置しようとするすばらしい構想です。しかし現実には全くそれらが実現しておりません。鈴木平作村長ですか、昭和62年につくられて、もう平成2年のころには、村長かわっておりましたので、これが継続されなかったと思います。

そして次に、カルチャーパーク構想です。カルチャーパーク。西郷村の中に文化の薫りがなくてはならない。都市的、現代的な要素を持つ文化を導入して、新西郷村文化を育成しようというものであります。

3つ目としてサイエンスパーク構想です。高原公園都市にふさわしい研究開発型の企業を誘致することです。これは一部実現をいたしております。

第4にアグリパーク構想であります。クラインガルテン、今、下郷町でやっておりますけれども、及び人々の交流の場となる広場を設けるなどした新しい農業展開を図っていかうとするものであります。

第5にパークヴィレッジ構想です。住宅、工業、観光、農業、山林、田園などが高い緑地率の中で保たれるような、田園風景が損なわれないような村づくりであります。

第6にパークファーム構想です。酪農と観光の相乗効果を狙った新しい観光農園構想です。

第7に、クアパーク構想です。健康、体力づくりの場となるクアハウス、ヘルスレーン、健康増進道路、共用の場としてのプロムナード、家族旅行村、宿泊施設などの施設整備構想であります。これ、一部実現しておりますね。

第8にフォレストパーク構想です。これは森林の保護と活用をしていく構想であります。

第9に、リバーパーク構想です。阿武隈川や千歳川など美しい水辺空間として整備して、村民や観光客に親しまれる場としていかうとする構想であります。

最後に第10として、ロードパーク構想です。高原公園都市を目標とする西郷村の道路が、車だけが疾走する殺風景な存在であってはならない。美しい道路を目指していかうとする構想でもあります。

昭和62年につくられた構想であります。現代でも十分に通用する、いや、今で

も西郷村が未来に目指すべき構想が書かれていると思います。

そこで担当課長にお伺いいたしますが、西郷村の未来像、将来像を決め、住みよい村づくりを進めていくための西郷村総合振興計画は、一定の間隔を置いて見直ししていくことになっていると思いますが、昭和62年度以降、見直しを行われた年度をお知らせいただきたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 企画財政課長。

○企画財政課長（須藤清一君） ただいまの、総合振興計画の見直し時期でございますけれども、前回は平成16年度から18年度に見直しをしまして、平成19年から10年間の28年度を目標に策定しております。それ以前については10年置きに見直しを実施してきましたので、それ以前については平成9年になろうかと思います。昭和62年、先ほど言われました62年に最初の振興計画策定しまして、第2次、第3次と、今、第3次の期間となっております。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 10年置きということ、もっと短いサイクルで変わってきたんじゃないかなとは思いますが、10年ですね。しかしながら、この10年というのは、今の現代社会では長過ぎますね。

今、これから問題提起しますが、今、西郷村に太陽光、メガソーラーの話があまりにも多く持ち上がってきて、この振興計画と大きくそぐわなくなってくるということが予想されます。そういう中で、これはやはり村として、行政、議会、村民一丸となって、これを本当に高原公園都市にしごうを、どのように守ってつくっていくのかということが求められてくると思います。

そういう中で、今の行政は、と言ったら失礼ですが、佐藤村長が4期目の村づくりを行おうとする前にですね、まず村長が取り組むべきことは、西郷村民が一体となって笑顔で会話、対話できる村づくりが必要だと思うわけでありまして。佐藤正博村政の12年間に、笑顔のある村づくりは、私は実現はせず、むしろ笑顔が消えた村になってしまったのではないかと感じております。鈴木義一村長や鈴木平作村長、そしてまた菊地國雄村長時代には、職員も議員にも活力や笑顔、そしてエネルギーが充満していたと思います。だからこそ、村の人口が2万人を超え、地方交付税の不交付団体にも一時期なったわけでありまして。これは鈴木義一村長、鈴木平作村長、そして菊地國雄村長らのたゆまぬ努力と、議会と執行部が車の両輪のごとく一致協力して、村の振興のために取り組んできた成果であろうと見ております。活力のある村づくりには、村民の協力や議会とのいい意味での協力態勢がなければ達成できないだろうし、村民の幸せは実現できないと思います。村民は村長派とか反村長派などという行政は望んでいないとは思えません。しかし実態は、村長と村民との対話や村長と一般職員との対話、そして議会議員との対話が、佐藤村長になってから極端になくなってしまったと、私は感じております。住民の声を生かし、職員の皆様の声を尊重し、議員の意見を真摯に受けとめた対話の村政こそが、村長の言う笑顔のある村づくりの原点ではないかと思っています。

昭和62年の西郷村総合振興計画を作成するに当たりまして、私の記憶では何度も議会と執行部が議論を重ね、西郷村総合開発審議会でも活発な意見が繰り返されたことと記憶しています。このころは佐藤正博村長が38歳か39歳のころ、白河市役所に勤務されていたころの話であります。当時は村長派とか反村長派とかいうことがあっても、活発な議論はあっても、村長は真摯に議員に接して、差別的なことはなかったと記憶をしています。それはさきの村長の座右の銘であった、初心忘れるべからず、そして対話の村政を実践していたからだと思っております。

西郷村の自然を守り、美しい高原公園都市を創成していく上で、大変重要な問題が今回提起されてまいりました。中国人による外資によって、元インターナショナルゴルフ場用地が買収され、ここに大規模なメガソーラーが設置されるという事業であります。また台上地区にも大規模なメガソーラーの事業のお話も聞こえてまいります。その他、村内のあちこちで太陽光パネルによる電力、売電の計画が聞こえてまいります。担当課で察知している情報を、全てここでお知らせ願いたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 前の村長さんのお話を承りまして、よくわかりました。立派な計画だと思います。私もそういったことは継承するというのでやっていきますので、ひとつよろしく願います。

総合計画、土地利用、いろいろ変更出てくるんじゃないかと、当然だと思います。3・11以降、やっぱり福島県、町村計画あるいはいろんなことが大幅に変わっております。現在、今、そういった作業進んでおります。私も町村会長のときに、この策定の一部分に話聞いたことがありますので、その推移はまだまだこのいろんな議論の上に整理されていくというふうに思います。

さて、そこで今、新しいエネルギーの問題ということで、昨日、おととい、金田議員からソーラーの上海電力の話ありましたですね。もちろん、福島県、原発事故の後については新しいエネルギーを手にしていく、今後のエネルギーの問題はやはり1つは節電であろうと。エコ住宅とかいっぱいありますね。そして、脱原発でいった場合のエネルギーをどう使い回していくのかということと、新しいエネルギーをどう手にしていくかという問題になります。それは、ソーラーから水、昨日、おととい話がありましたとおり、新しいエネルギーの分野が担当していくというふうになりますが、現在、知っている全てというお話でございます。私が聞いておりますのは、今の金田裕二議員のご指摘の点が1つ。もう1つ、2つ、3つぐらいありますが、ソーラーでございます。台上地区とか、もう既にそういった同意書の話とか、どうしたらいいんだろうという相談を受けたりしておりますが、具体的にはまだどの会社がどのようにやっていくのかという具体策が見えません。そうしますと、今後その推移をよく確かめる、よくお聞きする。そうした中において、今のエネルギーの開発が環境の負荷を少なくといいますか、開発のいろんな信任方法等、それらの規制にのっとり、それをクリアしていく、あるいは周辺住民の同意、あるいはこれまであった計画を変更するのであれば、それらがどう継続されるのか、あるいは新たにやっていくのか。いろ

んなことを見きわめて、そしてこの各法にのっとして試していくというふうに考えております。

○議長（鈴木宏始君） 15番、休憩しましょう。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） これより午前11時20分まで休憩いたします。

（午前11時00分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午前11時20分）

○議長（鈴木宏始君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

15番佐藤富男君の質問を許します。15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 今、村長から、現在まで村のほうに話がきているメガソーラーを含めた太陽光発電の立地事業者、またはそのお話があったんですが、3つくらいということでしたが、私は3つだけではないような気がします、担当課長、この3つ、もしくはプラスアルファとして、この規模、各大きさ、土地の面積、これ幾らか把握していれば教えていただきたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 企画財政課長。

○企画財政課長（須藤清一君） ただいまの規模と面積という話でございますが、現在のところ、国土法の届出あるいはその土地の異動関係で把握している段階で、実際まだ計画が出ておりませんので、その土地の異動等では、上海電力の羽太地区については約50ヘクタールと言われております。そのほかについては、土地の異動等で、台土地区の土地の異動が約180ヘクタールほどされているといった状況で、それがどのくらい利用されるかという、そういうまだ計画が出ておりませんので、その土地の異動が180ヘクタールほどされているといった状況でございます。

以上でございます。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 本当にお粗末というか、西郷村の行政は一体どうなっているんだと、本当に私は言いたくなります。

今、申し上げました、ハイランドパークシティ、高原公園都市にしごう、美しい自然の中を、自然を大事にし、そしてまた西郷全村を高原公園都市としてつくっていきこうというときに、これほどの大きなメガソーラーの事業があったにもかかわらず、これを議会にも誰にも内容を教えない、また全員協議会開いてはいかかと言っても、そのやるつもりもないということでございますので、本当に信じられない、私は気持ちでおります。

結局、私が1番心配することは、これほどのメガソーラーの乱立が、西郷村の高原公園都市構想を根底から崩壊させるものであるということなんです。美しい村の自然の中に、あちこちに太陽が反射する太陽光パネルが見えて、これが本当にハイランドパークシティの村なんですかということなんです。これは自然破壊にもつながってお

ります。そしてこの問題について、未だこれだけの構想があっても、一般村民や議会議員にさえ何の情報も開示しない。そして土地利用計画の話もありましたけれども、この西郷村の業者の中には、西郷村総合振興審議会というのがありますね。また都市計画審議会というのもあります。これらにまで、一切相談してないんですね。西郷村総合振興審議会の設置理由にもかかわる重大な問題です。これから開発、土地取引をしようというときには、国土法関係でも、必ず村への届出義務、県への届出義務、許認可も必要であると思います。そういう中で、これらの大規模開発行為、グランドエクシブの太陽光発電もそうだったんですが、この50町歩の元インターナショナルの会社土地ですか、メガソーラーの上海電力の構想、これとグランドエクシブのいわゆるメガ開発、4町歩にもわたる開発、これは開発許可、そういった行為については全く別物であるのでしょうか。それ、もし別物であれば、具体的にどのようなものが違うということをお示し願いたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 企画財政課長。

○企画財政課長（須藤清一君） ただいまの上海電力のメガソーラーの場所については、以前にゴルフ場開発の林地開発のほうの該当箇所で、それが中断したということで林地開発の許可というんですか、完了されておられませんので、実際は林地開発のまず地位の継承をしなくてはならないということになります。

それで地位の継承をした新たに開発する事業者が、地位の継承をした後に、そのゴルフ場から改めて太陽光発電に開発の変更をしていただくということになります。

それからグランドエクシブの開発でございますが、都市計画区域内ということでございますけれども、都市計画区域内については都市計画法29条の開発許可ということになりますけれども、都市計画法はあくまでも予定建築物に対する開発ということで、県のほうの許可権者ですか、の考えとしては、太陽光発電設備は原則、建築物に該当しないということで開発許可が不要ということになっておりますので、この辺が上海電力とエクシブとのちょっと違いになっております。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） インターナショナルのほうは地位の承継ですね、都市計画に基づく地位の承継をしなければならぬと。エクシブのほうは県のほうからで開発行為に当たらないという考え方だと。すると、これから西郷村で行われるメガソーラーの事業は、全てそういった開発行為にも当たらないというふうに捉えられてしまうと思います。

そういう中で、村には、西郷村総合振興審議会条例があります。この審議会条例には、総合振興計画に関する事、総合的な村づくりに関する事、土地利用に関する事など、村長が西郷村総合振興審議会に諮問することになっております。また、西郷村環境基本条例の第4条には、村の責務として、「村は前条に定める基本理念にのっとり、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を負う」ということで、環境の保全にもきちんとした取り組みをなささいという責務になっているんですね。今言われたように180町歩のいわゆるメガソーラーのお話、

そしてまた50町歩の今のお話、その他もろもろありますが、これが全部今、野放し状態になっている。そして村民にも議員にも知らせない。また、委員会にも知らせない。それ村長の胸のうち1つになっていると。そして、ならば、西郷村総合振興審議会や都市計画審議会というのは何のためにあるのかということですね。

そして、私が1番懸念するのが、今年の1月ですが、AERAという全国版の本に載っておった、中国が日本で売電事業ということで、「日本の電力市場が中国の標的にされている。上海電力は福島県山林を手始めに全国でメガソーラーを立てる計画だ。知らぬ間に日本の国土が買われている」ということで、西郷村のこの買収の問題を取り上げております。

その中で、いわゆる国も県も村もでしょうけれども、土地トラブルはしばしばあると。地権者の同意が得られないような事業は認められないが、登記が完了しているのなら経済産業省は口出しできないと。勝手に上の方で、みんな所有権移転登記をやってしまったら、もう村も県も何も言えない。経済産業省も口出しできないということを行っているんですね。

そして中国の大手電力会社が圧倒的な資本力を武器に日本の電力市場に乗り込んでくることについては、日本は大規模な立地が難しいことが外国企業が入ってこない理由でもあった。規模が大きいことは効率的で悪いことではないと、むしろ外資の参入を歓迎する口ぶりだということなんです。ということは、この経済産業省、国も、西郷村にできるその上海電力のメガソーラー構想は歓迎しているということなんです。

しかしですよ、しかし村はこの問題についても180町歩のものについても、1つは別にしても、村長が選挙公約で上げた。何て上げたんですか。再生可能エネルギーの構想については村はしっかりと構想を立てて、道筋を立てて、村としての基本的な構想を持つということじゃないんですか。その中に、この上海電力、また台上の問題、またもろもろの問題、電力の売電の問題、また上田議員が言った水力発電による問題、また風力発電の問題、これら全てを網羅をしてきちんと村の構想を立てて、土地利用計画を立てて、その中で村がこうしなさいというのが村の秩序じゃないですか。それを何にもやらないで、ただやられっ放し。経済産業省が言っているんだからいいですよ。県の土地、地位継承すればいいですよみたいな話。こんなね、やっぱり実質的な村の意思を反映できない行政ではいけないと思います。

そしてましてや、この西郷村総合振興審議会また都市計画審議会あるにもかかわらず、また規模的にも当然これは土地利用計画法から言うと、これは村のやはり届出義務のある面積でしょう。超えているでしょう。これを一切やらないで、そういったものについて野放しに放置しておくというのは、まさに行政の怠慢であると私は言わざるを得ません。

そしてまた、国土利用計画法も含めて、結局、総合振興計画も含めると、この上海電力の責務としてもですよ、「事業者は基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これ伴って生ずる公害を防止し、または自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を負う」というんですね。責務というのは義務でしょう。

では、その義務とは何ぞやというものについてすら、この委員会についても話もしない、村民にも相談もしない、地域の方にも相談しない。これは完全に行政、怠慢ですよ。

まず真っ先にやはり村が考えることは、村の振興計画の中、または国土利用計画の市町村計画の中で、西郷村がどのような土地利用を図っていくのかということ、まず定めなければならない、決めなければならないんですよ。それは村長が決めるんじゃないんです。村民が決めること。村民の代表である議会の決めること。委員も決めること。みんなで決めることなんですよ。村長1人と担当課長が決めることじゃないですよ、これは。これは我々の子々孫々にわたる、この美しい自然を残すか残さないかの問題ですよ。車が走るたびに、あちこちが太陽光パネルがピカピカ光っているときに、これほど異様な風景ないでしょう。

村としても、もちろんこれは再生可能エネルギー、大事な太陽光発電ですから、この場所において、また一定の条件を満たせば結構ですよ。外部から見えない、一定の場所から、高度何メートルから見えない場所に設置する場合はいいですよとか、あと住民生活の場から何キロメートル以外ならいいですよとか。具体的にそういった、公害を含めてですよ、それらについての村としての独自のきちんとした構想を、条例なりそれを委員会で協議し、そして村民とも相談し、地域住民とも話し合いながら、それをまとめてからきちんと対応すべきじゃないですか。その作業、課長やっているんですか、少しは。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 仕事の怠慢というご指摘ですが、一生懸命やっております。どう違うかです。太陽光の話、今台上の話も出ましたですね。この3・11以降のように進むのがいいのかということで、これは土地も、あるいは県の総合計画も、やっぱりこの浜通りのこと、あるいはエネルギーのこと、産業のこと、いっぱいあります。健康。それらが3・11以降のいろんな問題をどうキャッチアップして、どう対応していくか、今、作業中でございます。もちろん、県南における我が西郷村における影響も出てくると思います。同時にこの中において、この今のエネルギーの問題も同時にうたわれてまいります。原発にかわるエネルギーをどう使うか。そして、先ほど申し上げたように節電から入って、そして住まい方、あるいは使い回し、それから産業、あるいは民生用のエネルギーをどう使っていくかということの中に、今あるわけであります。

では、それを具体的にどうしていくのかという話であります。

1つは、今、外国の話、上海の話が出ました。全国に数カ所あります。栃木にもあるようであります。そして、今言われたように、どの程度の環境の影響が出てくるのか。もちろん農地のままでできる場合もあるし、あるいは宅地に転換する場合もある。いろんな選択肢があります。その中において、どの程度の規模に及ぶのか。もちろん林地開発等の規制がかかって、災害防止、環境の保全、当然の責務であります。どのように対応していくのか。新エネルギーを手にすること、これは当然の話であります。

1つはこの近場であれば、東北電力の逆に買う立場の調整、あるいは経済産業省との許可の問題。同時に、今の県知事の許可、あるいはこの地元の意見。いろいろこれから出てまいります。

具体的には、金田裕二議員が申された虫笠と高助の間にある土地については、今のとおり、ゴルフ場からソーラーに行くための地位継承と変更内容が今、許可の途中であります。そのときに最後に何が出てくるか。やっぱりこの環境とそれから森林との関係、あるいは従来との約束事がうまく履行されるのか。いろんな問題で今、調整をしているところであります。

台上の大きな話につきましては、誰が、いつ、どういった形でやるのかということについては、まだ見えていません。これは庁内で私は課長を集めて話し合いをしたのですが、やはりいつ、誰が、どこで、何をやるか、5W1Hを決める。そしてそれがわかれば、いろんな手続に入っていきますが、現段階はこの新しいエネルギーの問題は、具体的に主催者といいますか事業者がはっきりして、そして1番聞きたいのは、やはり20年間どのようにやっていくのか、その後をどうするのか、地域との関係はどうなのか、環境はどうなのかと、いろいろ出てきますね。これをやっぱり確認する必要があります。現在そういった事前の話で聞いている。議員はどこまでの状況なのかよくわかりませんので、はっきりしているかどうか、わかればお教えいただきたいですが、私はその段階ではまだ確認できません。よって、確認するように、あるいは向こうからどういった申し出があるのかといったことを、今やっている途中であります。もちろん、それが明らかになって、もちろんいろんな手続が必要になってきますので、それはそれで手続を踏むつもりでございます。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 私は全くわかりません。もう、この新聞記事なり、この間、議会運営委員会でその話を担当課長から、ちらっと台上地区の話を聞いただけですから、あと一切私はわかりません、どうなっているか。

ただ、事が事だけに、まず村のいわゆる振興計画、景観、環境、全てが破壊されるおそれがあるから、そんなに悠長にしている問題ではないでしょうということを、私は一番危惧しているだけなんです。

それで、これ西郷村には、西郷村開発指導要綱というのがあるんですね。この要綱は、西郷村における開発行為に関し必要な事項を定めるとともに、秩序ある土地利用と調和のとれた地域開発を図り、すぐれた自然景観と健全な生活環境の保全に努め、もって、明るく住みよい活力に満ちた高原公園都市を目指す村づくりの推進を図ることを目的とするということになっています。

この中で、用語の定義として、この要綱に定める用語は次のとおりにするということの中で、開発事業、該当する開発事業は、都市計画法第29条、開発の許可を必要とする事業を言うんだということで、あとその他7項目が入っております。

この中に適用範囲として、この要綱の西郷村開発指導要綱の適用を受ける開発事業は、都市計画区域内ほとんど入っていますが、3,000平米以上、都市計画区域外

は1万平米以上とすると、これは明確になっているんですね。そしてまた、村長が特に必要であると認める事業のときは、それぞれの面積未満でも適用するとなっております。だったら、当然これは村の開発指導要綱に当てはまるわけですね。そうしますと、事前協議として開発業者は、また代理人は村長と事前に協議をしなければならないとなっております。そしてまた、都市計画審議会などへの付議として、第7条です。村長は、前条の開発事業事前協議書について、関係主管課に検討を指示し、協議終了後、西郷村都市計画審議会に付議し、当該事業について土地利用及び地域振興等の整合性に関し意見を聴取するものということで、条例で義務づけているんですよ。これらが全くやっていない。そして、そういった報道だけが我々の上空を飛んでいくということでもあります。

それで、この条例の第26条に窓口及び主管課というのがあるんです。この西郷村総合開発審議会ですね。要綱のですね。「この要綱による協議、申し出、届出などについての窓口主管課は建設課とし、開発事業にかかわる諸法令などの主管課は次のとおりとする」ということで、総務課は地方自治法、住民生活課は廃棄物の処理、それから浄化槽、公害関係。建設課は都市計画法、国有財産法、道路法、河川法等ですね、砂防法も含めてですけれども。農政課は農業振興地域の整備に関する法律、鳥獣保護。それから生涯学習課は文化財保護法。商工観光課は工場立地法、自然公園法。企画財政課は国土利用計画法。農業委員会は農地法。上下水道課は水道法、下水道法とあって、これらの各課にその事前協議のものを一応お渡しをして、そして協議をするとなっているのでありますが、これ全ての担当課長、建設課長から総務課長、住民課長、建設課長、農政課長、生涯学習課長、商工観光課長、企画財政課長、農業委員会事務局長、上下水道課長、この上海電力及びそれからまたは村内で現在進められておるメガソーラー、太陽光発電の事業についてのご相談を受けたかどうか。それについて具体的に村長の復命書というんですかね、について、あって、具体的にその協議を依頼されたかどうかについてお話しいただきたいと思います。

最初に、建設課長からお願いします。

○議長（鈴木宏始君） 建設課長。

○建設課長（鈴木宏司君） 15番、佐藤議員のご質問にお答えします。

まず、西郷村開発指導要綱でございますが、こちらのほうは都市計画法29条を必要とする事業につきまして取り組むような事案となっております。今回、ソーラーパネルで、こちらのほうは開発事業には当てはまらないという形で、都市計画法29条については該当になりません。

インターナショナル関係につきましては、先ほど企画財政課長のほうからも説明がありましたように、あれは都市計画法ではなくて、あくまでも林地開発でゴルフ場をやろうとした物件でございます。林地開発につきましては、ただ県南の事務所のほうの許可になりまして、現在は地位の承継と、その後にもた何か変更の手続をするような形でお話は聞いてございます。

あとは、台上地区についてでございますが、先ほどからちょっとお話出ているよう

に、具体的な計画内容については全然わかりません。ですから、ソーラーだと思うんですが、結局その具体的な内容で、どの地区にどの程度のものを、どういったものをつくるんだというふうなご相談につきましては、今現在は受けていない状況でございます。

以上でございます。

○議長（鈴木宏始君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） 佐藤議員のご質問にお答えいたします。

地方自治法、総務課の管轄でございますが、直接、開発とかそういう規定は自治法の中にはございませんが、先ほどから申しております基本構想、総合振興計画ですね。それに関しましては自治法の24項で規定されておりましたが、平成23年に改正になりまして、基本構想については定めなければならないという条項が外されております。あと、開発に関しましては、先ほど来、建設課、企画財政課のほうで答弁しているとおり、直接その書類とかそういったものを見ておりませんので、了知しております。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 時間の関係で、もしも村長からこの問題についてご相談を受けていたという課長さんがおりましたらば、挙手の上、ちょっとお話しいただきます。もし受けてなければ、答弁結構です。

○議長（鈴木宏始君） 今の質問に対して、受けているのですか。

15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） まあ、とんでもない状況になっていますね。この180町歩にメガソーラーするのに開発行為の許可も要らないし、50町歩のやつについても地位承継だけをして、要らないと。それでは取付道路をつくるときに道路法関係ないのかな。水道引っ張るときに水道関係どうなんですかね。道路つくっていくのに、中は勝手に道路つくっていいのか。法面も勝手に法面やっていいんですか。これ、建築基準法でいうと、2メートル以上ですか、の工作物については、建築確認必要なんじゃないですかね、たしか、私の記憶では。これも必要ないんですね。だから、開発行為が県が要らないって言うのであれば、これ、なおさらのこと、野放し状態でメガソーラーができるということなんですよ、裏返せば。これ、総合開発審議会またその都市計画法、そういったものに鑑みていけば、そのきちんと抑制もできるし、村の意向も通るし、そういった規制もできるんです。それが、県が言うように開発行為に当てはまらないんだらば、経済産業省も外資を認めているんですから、勝手にやるわけでしょう、開発行為。こんなことがまかり通ることが、日本の法律というか政治がおかしいですね、これ。村のまちづくり、村の振興計画、土地利用計画、成り立たないですよ、これ。今だって、恐らく平成16年ですか、から始まった、18年まで中であって、土地利用計画だってあるでしょう。保全すべき地域、開発すべき地域、また商業地域、山林、森林を保全すべき、いろんなものあるんじゃないですか。それ

に対して、一言も意見言えないんですか。

時間が来ましたから、これ、ここで終わりますけれども、ただ、私はそのようなことであればあるほど、私はしっかりと村が新たな条例をつくって、もしも総合開発審議会、指導要綱がだめであれば、それに代わるものをもってきちんと抑制し、規制し、また村の意向が通るものを条例化して進めるべきであるということを提言しまして、私の一般質問を終わります。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君の一般質問は終わりました。

続いて通告第8、17番大石雪雄君の一般質問を許します。17番大石雪雄君。

◇ 17番 大石雪雄君

1. 緊急雇用事業について

○ 17番（大石雪雄君） 17番、通告順に従い、一般質問を始めます。

1点のみ通告してあります。

質問事項1、緊急雇用事業について。質問要項であります。平成25年の9月議会において、緊急雇用事業についてたどりました。村長答弁によるその後について伺いますということで、一般質問を入れてあります。

昨年の9月議会を振り返りますと、緊急創出事業について一般質問したんですが、ある企業さんがこの緊急雇用を委託されて、委託事業はおよそはやっておりますけれども、自分の企業の仕事をしていたということで質問をした経緯であります。その点について、その後結果が出たようであります。その結果について伺いたいと、そのように思っております。よろしくお願ひいたします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 17番大石議員の一般質問にお答えいたします。

緊急雇用についての質問でございます。昨年の9月議会で質問があつて、今、言われたとおり、緊急雇用の目的外使用があつたのではないかという質問があつて、あつたとき、私はまだ承知していないというお話でございました。調べるということでございました。

ご指摘の後に担当各課におきまして、ご指摘の点について調査をした結果でございます。一部、このご指摘の点が出てまいりましたので、それを精査いたしました。

1つは、緊急雇用の目的で雇った作業員をほかの事業で働かせていた事案が1つ。それから、その仕事を監督する世話人という人がいますが、この緊急雇用とほかの事業を重複して現場を持っていたということで、その案分がなされていなかったと、この2点でございます。

そのうちの1つで、具体的には、さわやか高原クリーン大作戦という事業のことがございます。これは総事業費1,344万円でございましたが、123万7,323円、これが他事業でございます。それから震災がれき分別指導業務委託事業というのがございます。1,659万円でございました。そのうち42万361円。合計で165万7,684円ということで、重複ということがわかりましたので、これは県との調整をして、そして事業費から差し引いて返納したということで、これを結果として、ここでご報告を申し上げます。

○議長（鈴木宏始君） 17番大石雪雄君の再質問を許します。

○ 17番（大石雪雄君） 17番、再質問をさせていただきます。

今、村長のほうからいろいろと説明がありました。緊急雇用ということは、そもそも国の厚生労働省から県に資金制度をつくっていただいて、そして県並びに市町村がその事業を行っていくということで、一時的な雇用ということで、失業者が大変応援に思っている事業だと思います。

そんな中で今回、村のほうに返納があつたと、説明も返還の理由も出ております。

その辺については午後お伺いするようにしますが、この返還なんです、村のほうから返還命令、言葉を返せば強いかなと思うんですが、返還を要請したのかなど。それとも自主返納で村のほうに160万円ちょっとですね、返納されたのか、その辺について再度お伺いしたいなど、そのように思います。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 調査の結果、今の部分が事業と合わないというものについては協議をして、そして話をしたということでございます。

○議長（鈴木宏始君） 17番大石雪雄君。

○17番（大石雪雄君） 住民課長が定年退職してしまっているということで、退職した方の言葉をおかりすると、自主返納だということで理解させられておりました。ですから、村長の答弁も恐らく自主返納でくるのかなと考慮するところなんです、今の答弁だと、どっちだかわからないという感じなんです、村長もう一度、これで午前中の質問終わりになると思うんですが、その辺について、今、答弁できれば答弁していただくか、午後にするなら午後でも結構なんです、お願いしたいと思えます。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） これより午後1時まで休憩いたします。

（午後0時00分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午後0時59分）

○議長（鈴木宏始君） 休憩前に引き続き、一般質問を続行いたします。

17番大石雪雄君の一般質問に対する答弁を求めます。

村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 先ほど、この事業費の返還について自主かどうかということ。自主と言えば自主で、まずお話があって調査をした。うちのほうと、それから事業者ですね。それに基づいて（聞き取り不能）あったかどうか、そういったことをチェックして、その結果ということで、結果的に返還ということになったわけでありまして。もちろん、この事業者もそういう気持ちですし、私どももそう思っています。1番は、二度手間になりましたので、そういったことはないようにしなければなというふうに思っているところでございます。

○議長（鈴木宏始君） 17番大石雪雄君。

○17番（大石雪雄君） 17番、再度質問をさせていただきます。

村長のほうから、自主と言えば自主だということでお答えをいただきました。そんな中で、9月に一般質問をして、12月の定例議会、そして3月に結局は書類が出てきたと、結果が出てきたという中で、私は自主ではなくて、村からの依頼のもとに返還になったのかなというふうに感じているわけでありまして。

そんな中で、ここに資料があるわけですがけれども、企業から、委託業務内容修正申

出書ということで、村長のほうに出ています。そして村長は、県の振興局に、平成24年度施行さわやか高原クリーン大作戦事業委託費の一部返還についてということで、出ているわけでありまして。その内容を見ますと、先ほど村長が答弁されたように、金額と申し添えがあります。3項目でなっているわけですが、1項目で不自然というかお尋ねしたい点があるのでお尋ねをしたいと思います。

「当事業の新規雇用者に対して、将来を考えて現在の業務ばかりでなく、本人の技術力向上のためほかの職種も経験させたく、一時的に他の業務を経験させたことによる」ために、緊急雇用の仕事の職員が一般企業の職ということで仕事をやったというふうになると思うんですが、技術職種も経験させ、そして業務を経験させることというんですが、そのようなことってどんなことだったのかお伺いしたいと思うんですが、お願いいたします。（不規則発言あり）

私が聞くほうであって、村長は答弁するほうだと思うんですが、この振興局に村長の名で書類が出されているんです。その中に1から7まであって、4のところ、本事業が発生した要因についてということで書かれているわけなんです。その中の1部に、「ほかの業務を経験させたことによる」となっているんですが、何を経験させたんだかをお聞きしたいんですが、いかがですか。

○村長（佐藤正博君） 何の仕事ということ。

○17番（大石雪雄君） 何を経験させたのか。

村長は現場のことはよく知らないのかな。それで村発注の水道のほうに、一般の緊急雇用の方が仕事に行っているんです。そのときにユンボをやらせたのか、スコップの業種をやらせたのか、その辺についてお伺いいたしますということなんですけれども。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） お答えします。

県に対してどういったことでこの報告するかということについて、もちろん聞き取りをして、こういうことだということなんです、具体的に今の部分ですね、スコップを使ったのか、この何ですか、バックホウですか、それについてはちょっと今わかりません。

○議長（鈴木宏始君） 17番大石雪雄君。

○17番（大石雪雄君） 何か私が質問して、私が答弁するような形になってしまいそうなんです、結局は、この委託事業に対して、その職員は水道事業職への落札した仕事へ行って、何か仕事をやったと思うんです。恐らくユンボとかそういうものは基準監督署からの許可証がないとちょっとできないという点もあるものですから、それじゃなくてスコップかなと思うんですが、そんな中でその後もこの事業所に行って事業所で職員として働いているという話もあるんです。ですからそれをうたって、県の振興局に行って、そのような形で経験させて、職員として仕事を今もしているから、だから自主申告なんだという形で私は聞いているわけなんです。ですから結局は、このような報告書が村長名で出ているわけですから、村長が理解していないというの

もちょっとおかしなことだなと思うんですが、この事業者は既に返納もされているということで責めるところはないと思うんです。

そんな中で、再発防止に向けた対応についてということで、当会社に対して嚴重に注意するとともに、今後このようなことのないよう審査を嚴重にいたしますということなんですが、どういうふうに嚴重にしていくのか、お伺いしたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 返還というのは、いただいたものが全部使えなかったということですので、もったいないというのが1つあります。もう一つは、もらうものと返すのが二度手間になりますので、そもそもそういうことはしたくない。

そうしますと、まずこの趣旨をよく理解していただく。私もこの話を聞いたときに、例えば職を失って職を探しているという、そういう人をぜひ使ってもらいたい。これ、国と地方、全く一致した話ですので、ぜひ雇って仕事をしてもらいたい。そのためにということで、仕事を見つけて、村が直接やる分と委託してやる分ありますね。ただ、この監督員とかあるいは作業員の職種はさまざまあります。当然、1回雇えば、時期が来たからもう終わりだということもなかなか言いにくいし、かつ、この事業自体がなかなか普通の事業と違って、儲けるとかそういった趣旨ではちょっと遠いわけです。要するに、緊急雇用、昔の急の土木事業とかいろいろありましたね。日額の賃金をお支払いして、それを生活のベースにして、さらに次にステップアップできる、あるいは次の機会につなげる、いろんな展開をする1番の基礎づくりでありますので、それをどうして仕事をつないでいくかということと、やっぱり頼まれたほうは、現在抱えている仕事をどううまく監督、あるいは作業員を回していくかといったこともあったり、あるいは知らない、全然できないものについてはいろいろな技術をサポートしたり、さまざまな問題があるわけでありまして。

そういうことから考えますと、その入り口の趣旨をちゃんと理解していただかないと、やっぱり今みたいな事態を招来しますので、ぜひこのまず趣旨とやり方をよくお伝えすること、よく理解をしてもらうこと。通常そこまでいけば、あとは管理上の問題になりますので、それはそれにのっかってやっていただくというふうになりますが、やっぱり工事の重なった部分とか、工期の到来とかいろいろな問題があってということも出てくる可能性もないとは思いますが、そういう場合はちゃんと案分するとかいろいろなことが考えとしては出てくるわけです。その協議としての私どものこの内容説明、あるいは疑問の点も聞いてもらうとか、お互いのやりとりが密ではないというふうに思える節がありますので、ぜひその部分については強くやって、もちろんこの頼む相手方に対しても、ぜひこういった事例がないようにということをやってきたつもりでございまして、ご指摘を受けましたことはまことに申しわけないことであります。ぜひ、そういうことのないように。

ただ、緊急雇用はもう少し使ってもらいたいと私は思っているわけでございます。既に五、六年たっていますが、やっぱりいまだ雇用情勢はそう簡単でないというふうに思っていますので、そういった注意のもとにやっていきたいというふうに思います。

○議長（鈴木宏始君） 17番大石雪雄君。

○17番（大石雪雄君） 今の答弁に対して、再度質問させていただきます。

今、私の聞き違いかどうかわからないんですが、この事業は儲からないというふうな言葉が出たかなと、答弁の中にあっただかなと、そのように思っております。

ある課で同じような質問的なやつで話し合いをする中で、この事業は儲からないと、村長と同じような話が出ました。ふざけるんじゃないぞと。儲かる事業も業者さんはやっているんだから、儲かる事業もあるでしょう。そんな中で、それを委託とはいえ、発注する職員が、儲からない事業だからという言葉は使ってだめだぞと、私は強く怒りました。怒られた職員いると思うんです。ですから、それが業者に対する、業者が甘えになった場合には、村長どうしますか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 契約は諾成契約であります。もちろん、今みたいな要素をはらんでいるものもあります。もちろん実際自分でやってみたとした場合、多分そういうことも出てくると思います。ただ、そういったことが一般的に流布することはご指摘のとおりですが、そうはならないだろうと。しかしこれは世の中でありますので、やはり仕事をする者、頼む者、あるいは実行する者、いろんな組み合わせがあって、そして、この事業は遂行されていくということになります。

ただ、背景的にはいろいろありますので、時と場合によってはいろんな条件が出てくると思います。ただ、それを理由として今言われたような甘えになってはならぬ。もちろん、これは言うほうも聞くほうも、そんな気持ちは全体としてやっているわけではありません、お互いに。そういうことも頭に置いてやっていきますので、そういったことの状態にはならないというふうに思っております。

○議長（鈴木宏始君） 17番大石雪雄君。

○17番（大石雪雄君） さらに質問を続けます。

業者が利益を生むか生まないかは、それは業者が考えることであって、私が判断するものではない。そういう中で、さわやか高原クリーン作戦ですか、大作戦の場合ですと、1,344万円の委託料だという中で、それを単純に4人になんですね、4人で計算すると、1人当たり年間336万円です。この中から雇用保険だ何だかんだ引くわけですから、その辺の判断になるのかなという面もあります。月当たり雇用保険だ何だ、関係のやつ、1人当たりの持ち前は約28万円ということですから、職員が言う儲からない仕事、儲かる仕事、その辺については自己が判断するべきものであるなど、そのように思っております。

さらに質問を続けてまいります、このような事態が起きて、今回は予算は上がってもやってくれる業者がないという話もあるし、予算が来ていないという話もあるし、どっちが本当なのかちょっと理解できないところですが、行政でやる緊急雇用事業、もちろん村発注の緊急雇用もありますが、今、質問しているクリーン大作戦の場合だと、予算がないと言うんですね。これは私が9月に質問をしたからなくなったのか、それとも、ある程度の打ち切りでなくなったのか、その辺についてお伺いしたい

と思います。

○議長（鈴木宏始君） 商工観光課長。

○商工観光課長（渡辺文雄君） 大石議員の質問にお答えいたします。

商工観光課では、緊急雇用対策事業についての取りまとめをやっております。その中で災害対応ということでは、さわやか高原クリーン大作戦とかそういうものについては、もう震災対応ではないということで、県のほうから、これは緊急雇用にならないということで話がありまして、今年はありません。

以上です。

○17番（大石雪雄君）（聞き取り不能）なり返還命令なりで返還したから、その予算がなくなったということはないですか。

○商工観光課長（渡辺文雄君） いえ、そういうことはありません。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 17番大石雪雄君。

○17番（大石雪雄君） 昨年の9月にこの件について質疑して、県のほうも大変興味を示したという話なものですから、その話を聞いたときに、私が質問したからもう予算来なくなったんでは、それ失業したりしている人らが一生懸命仕事をやっている中で大変申しわけないなという気持ちにもなっております。ですが、今、課長の答弁を聞いて、そうではないんだなと、震災から3年数か月たっているから、だから今回はないんだなという感じでございます。

ですが、道路はゴミはなくなっていないんですよ、村長。私は村長も御存じのとおり、両方から田んぼ囲まれたところに住んでおります。上新田です。あそこが何で舗装にならないか。ゴミを捨てられるのが多くて、舗装にすると横道までゴミだらけになってしまうと。ところが、このクリーン大作戦やっているときは、ゴミはなかったんです。もう、小まめにゴミを拾っていただいていたという中で、そういう予算がないから、もうこの事業はやらないんだという、今までやっていた仕事がふいになってしまうんです。

そして昨今では、テレビ、冷蔵庫が、何ですか、リサイクル料が入るということで大変不法投棄が多いと。それでこれで委嘱に当たっていた人は、とにかく一生懸命でした、私の知っている人は。一方では問題点があったかわからないんですが、一方では一生懸命でした。ですから、そういうものはなくなっていないんですね、村長。ですから、その辺の今後の考え方に対して示してほしいなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） わかりやすい話ですね。緊急雇用やっているときは仕事もあって、それを仕事としてやっていただいた。終わったら、ゴミがまた増えてきた。緊急雇用は、現在有効求人倍率1.0を超えたという話もありますが、内容はそう簡単ではない。その臨時的雇用がまだまだ5割ぐらいあってということもありますので、雇用の実態はそれほど改善されていない。アベノミクスに期待するしかないという事態もあ

りますが、そういうことにあっても、どの時点で今の緊急的な措置を国としてやめていくかという判断も持っています、国自体が。平成26年度地方交付税2兆円減らすよという話もあるわけでありまして。そういった中で、財務省で査定の中で災害に関するものについてはだんだん回復の兆しがあるので、これは一般的な市町村のことに委ねようということで、実はこれ、切ったわけです。本来はもう少しあれば、今言われたとおり事業進むわけでありまして、事はそうなってきますと、一般財源との投資的、維持補修費にかかってきますので、これは今度予算の中身でやるしかないというふうに思います。もう一つは、ゴミ捨てない運動もありますが、事業とすれば今の中身で整理していくしかないというふうに思っていますので、それは全体の予算を見ながら考えていきたいと思っております。

○議長（鈴木宏始君） 17番大石雪雄君。

○17番（大石雪雄君） それで県から予算が来ないと。3月まで仕事やっていた人たちも、今年度になったらもう仕事はないわけです。若くて一生懸命やっている方、年齢がいても一生懸命やっている方々、そういう人を考えるときには、やはり何らかの施策を考えなければならないなど、私は思っております。

ですが、このような業者さんが問題を起こして、問題を起こしてという言葉は行き過ぎかもしれないけれども、問題を起こしてだと思っんです。誰が1番損するんだといたら、従業員なんですよ。今、東京は大変仕事がいっぱいあって、消費税に絡んで賃金を上げてもらって、大手でしょうけれども、消費税分は上げるよということで上がると。そういう中であって地方はどうなんだと。地方は大変ですよ。今は企業だってまだ大変です。ですから、やはり行政は村民の生命と財産を守るんだということを根拠に置いて、事業主を守るのではなくて村民の生命の財産、安心・安全を守るべき施策は、やはり執行者に課せられた一番重要な問題のような気がします。ちょっと歩けば刺されたり、テレビのニュースを見れば事件ばかりと。新聞を見れば殺人が一番下のほうだと。昔だったら記事は1番トップに出ましたよね。なれ合いなんですよ、これは。だから、どうしても事業が多くて何億もの事業をやっている業種の方々は、1,000万円くらいの工事では利益少ないなど。まだ執行者、課長さん方だって20億の仕事を出している。20億だよ、あの企業は。ところが片方で1,000万、何百万。ひもつきで利益が出ないと、それは誰でも思いますよ。ですから、その辺は村長に課せられた最大の責務であって、やはり業者に対してはきつく、村民に対しては生命と財産と安心を守れる政策に出るのが、最大の権限を持つ村長なのかなと、私はそう思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 趣旨はよく理解できます。健康長寿社会の話もありましたが、まず個人、家族、地域、村、そして日本全体でありますので、その部分がやっぱり確かです。安心して、そして自分の目標に夢が持てるようにということですね。その一番はやっぱり仕事だと思います。よく考えて執行してまいりたいと思っております。

○議長（鈴木宏始君） 17番大石雪雄君。

○17番（大石雪雄君） 最後になります。

結論なんです、このような業者さんが返還をしたと。処分の問題なんです、法からいくと補助金適正化法があるんですが、これに抵触するかしないか、最後の質問の1点目としてお伺いしたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 今みたいな事業でそういうことが出てくるのは、あまり想定していません。ただ、緊急雇用ということで、今言われた雇用の継続とかいろいろなことを見て、やっぱり説明の部分のやりとり、こっちの非があるかもしれません。そういうことを考えますと、今のところは考えていないというふうに思っております。

○議長（鈴木宏始君） 17番大石雪雄君。

○17番（大石雪雄君） もう一つ。指名停止に対する考え方は持っているかどうか、その辺についてお伺いします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 先ほど申し上げたとおり、事の経過をいろいろ考えて、今のところ考えておりません。

○17番（大石雪雄君） 終わります。

○議長（鈴木宏始君） 17番大石雪雄君の一般質問は終わりました。

◎散会の宣告

○議長（鈴木宏始君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

明日19日は休会とし、明後日20日は定刻から会議を開きます。

本日はこれにて散会します。ご苦労さまでした。

（午後1時28分）